

高齢者の住まいの確保について

資料11-1

高齢者を取り巻く現状

- 高齢化の進展
 - ・2025年に都内の単身世帯（全世帯の48%）のうち65歳以上の世帯が26%超
 - ・要介護、要支援の認定者数の増加(2015年は15年前の3倍以上)
- 高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率は約43%
- 死亡事故等に対する不安から、賃貸住宅の貸主側から入居を拒まれやすい

課題

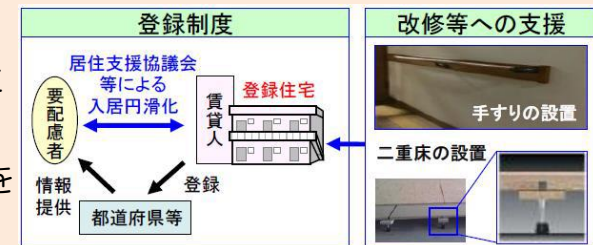
- 生活支援サービスを備えるなど、ニーズに応じた住宅の供給促進
- バリアフリー化された住宅の普及
- 民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた取組の強化

現在の取組

- サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進
 - ・区市町村と連携し、整備費補助等を行うことにより、医療や介護サービス事業所との連携や、一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進（「2020年に向けた実行プラン」政策目標：2025年度までに28,000戸）
- 民間住宅の空き家等を活用した高齢者等の居住の安定確保に向けた取組
 - ・空き家等の既存ストックについて、区市町村を通じたバリアフリー化や断熱化などの改修費補助により、高齢者等の住宅確保要配慮者向け住宅としての活用を促進
- 東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録閲覧制度の普及
 - ・一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない住宅の情報提供を行う「東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度」について、区市町村等との連携により住宅の登録促進に努めるとともに、入居を希望する高齢者等に広く情報提供
- 居住支援協議会による民間賃貸住宅への入居促進
 - ・全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援（現在、6区4市で設立済み）

新たな取組

- 新たな住宅セーフティネット制度の活用等による居住支援の取組の充実
 - ・改正住宅セーフティネット法の施行（平成29年4月26日の公布日から半年以内）に合わせ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度を創設
 - ・法施行に合わせて国が導入した登録住宅の改修や家賃低廉化への支援措置等の活用を区市町村の動向も踏まえ検討するなど、高齢者等の居住の安定に向けた施策を充実



低所得高齢者等の住まい対策の推進

生活支援付すまい確保事業（区市町村補助） H27事業開始

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保に関する支援と見守りなどの生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援する。

- 住宅確保支援：居住支援協議会等を活用し、空家等を活用した低廉な家賃の住宅情報提供の取組を必須とし、住宅改修及び住宅設備改修を必要に応じて実施する。
- 生活支援：安否確認、生活相談、その他の生活支援のいずれかを実施する。

《単年度800万円×10/10補助(3か年)、バリアフリー改修100万円/戸》 《本事業への参画状況》 平成28年度:2区1市 ⇒ 平成29年度:5区3市(予定)

区市町村の問題意識不足、居住支援協議会設置が遅延している状況を踏まえ、都で直接居住支援団体の立上げ支援や人材育成を通じた基盤整備を行い、「生活支援付すまい確保事業」への取組を促進する。

地域居住支援モデル事業（都直接事業） H28事業開始

1 事業内容

(1) 住まいの確保と生活支援の提供

- 概ね中学校区圏域相当の地域内にある空家、空き室を活用した低廉な家賃の住居情報を提供し、入居者に対し生活支援を実施
- 住宅内、又は地域内に入居者や地域住民が参集できる共同リビングを設置

(2) 互助の仕組み作り

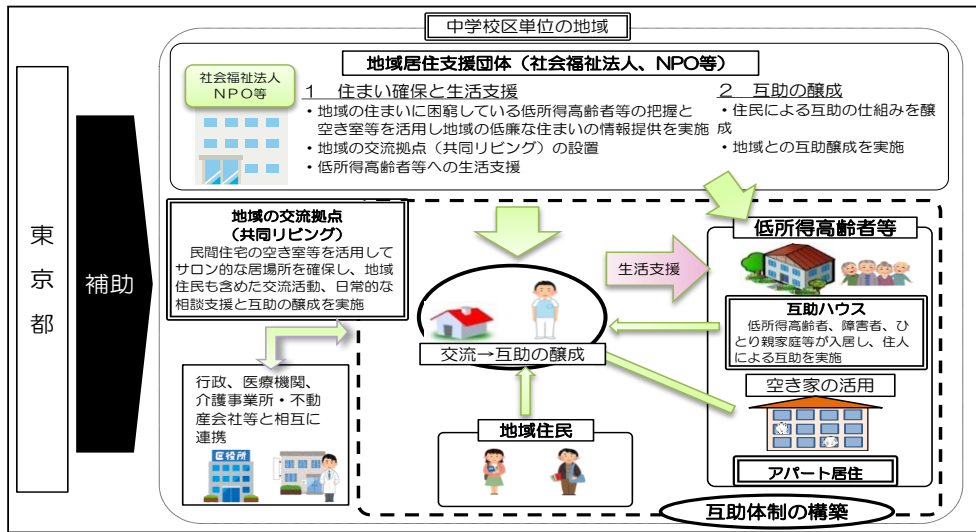
- 入居者に対し、健康の維持増進、多様な世代の交流促進等を行い、住民同士の互助の仕組みを作ると共に、地域コミュニティ活動等にも参加を促すことで、地域との互助を醸成

2 実施主体 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人等の営利を目的としない法人

3 予算額 8,000千円×4団体×2カ年事業
【28年度3団体(高齢、障害、居住支援団体) + 29年度1団体】

4 対象者 低所得高齢者世帯、低所得障害者世帯、ひとり親家庭等

交流・相談拠点設置事業（補助）



1 事業内容

(1) 居住支援・生活支援に係る仕組みの研究

- 低所得高齢者世帯、低所得障害者世帯、ひとり親家庭等を対象とした、居住支援とともに居住者及び地域住民の互助の醸成を促す仕組みを研究

(2) 居住支援・生活支援に係る人材の育成

- 居住支援・生活支援を実施する団体を増やすため、取組の紹介や研修指針を示し、実施する団体内で人材育成に取り組める環境を構築。

○ 取組内容

- ア 居住支援・生活支援に係る取組の紹介
- イ 報告会の実施
- ウ 研修指針の作成

(3) 報告書の作成

2 実施主体 東京都（委託先：NPO法人すまい・まちづくり支援機構）

3 予算額 10,000千円×2カ年事業

仕組研究・人材育成事業（委託）

